

岐阜県公報

第 千 九 百 十 七 号
平 成 二 十 年 二 月 一 日
(金曜日)

目 次

公安委員会規則

○ 交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(地 域 課) 八七^{ページ}

告 示

○ 保安林における許可をすべき皆伐面積の限度

(治 山 課) 八八

○ 道路の供用開始

(道路維持課) 八九

○ 可児都市計画公園事業の認可

(街路公園課) 八九

○ 保安林の指定解除

(可茂農林事務所) 八九

○ 保安林の指定予定

(下呂農林事務所) 八九

公 示

○ 第一種大規模小売店舗立地法特例区域に関する説明会の開催

(商業流通課) 九〇

○ 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務

(中小企業課) 九二

公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月一日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴 木 嘉 進

岐阜県公安委員会規則第一号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

本則中「警部補交番及び交番並びに」を「交番及び」に改める。

別表二の表岐阜中の部駅前交番の項中「安良田町三丁目」を「安良田町一～三丁目

（三丁目については）に改め、「清住町二・三丁目」の下に「田生越町、田神、田

神三丁目、五坪一・二丁目、華陽、一松道一・二丁目、高森町五～七丁目、竜田町六・

七丁目（七丁目については高山線以北に限る。）」を加え、同部長住町同の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十年二月六日から施行する。

中 記

岐阜県告示第五十六号

保安林の平成二十年度における置伐となる立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき置伐面積の限度を定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二十号）第四条の二第三項の限りにより公表する。

平成二十年二月一日

岐阜県知事 田 中 耕 一

保安林 単 位 区 域	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)	
		水源かん養 保安林	土砂流出 防備保安林
高 原 川	高山市（旧上宝村の区域に限る。）、飛騨市（旧神岡町の区域に限る。）	1,559.98	415.48
宮 川	高山市（旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。）、飛騨市（旧神岡町の区域を除く。）	2,910.98	512.98
庄 川	高山市（旧庄川村の区域に限る。）、大野郡	1,425.23	874.77
飛騨川上流	高山市（旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。）	1,000.24	186.68
飛騨川中流	下呂市	1,096.40	375.93
飛騨川下流	美濃加茂市、加茂郡	140.44	257.51
長良川上流	郡上市	996.88	547.37
長良川下流	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県市	690.69	673.51
揖斐川上流	本巣市、揖斐郡	2,719.69	1,081.39
揖斐川下流	大垣市、海津市、養老郡、不破郡	165.67	407.04
木 曾 川	中津川市、恵那市（旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域を除く。）	687.32	800.44

多治見地区 見 郡	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	57.64	570.93
矢 作 川	恵那市（旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域に限る。）	47.86	262.69

保安林種	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)
干 害 防 備 林 保 安	揖斐郡揖斐川町（旧揖斐川町の区域に限る。）	1.48
	揖斐郡池田町	18.66
	郡上市（旧大和町の区域に限る。）	2.84
	郡上市（旧白鳥町の区域に限る。）	4.56
	郡上市（旧明宝村の区域に限る。）	2.96
	恵那市（旧恵那市の区域に限る。）	1.46
	中津川市（旧福岡町の区域に限る。）	2.24
	下呂市（旧金山町の区域に限る。）	2.30
	高山市（旧高山市の区域に限る。）	1.90
	高山市（旧朝日村の区域に限る。）	3.22
	高山市（旧高根村の区域に限る。）	0.61
	飛騨市（旧宮川村の区域に限る。）	0.96
保健保安林	岐阜市	3.54
	郡上市（旧明宝村の区域に限る。）	2.46
	郡上市（旧和良村の区域に限る。）	1.12
	多治見市（旧多治見市の区域に限る。）	2.58
下呂市（旧金山町の区域に限る。）		10.18

岐阜県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年二月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	中之元線 古川線	揖斐郡大野町大字牛洞字大坪 一七八七番一地先から 同 郡 同 町 大字野 四四九番三地先まで 字深田	二八四・〇	平成 二〇・二・一	平成 二二・三・二六

岐阜県告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により可児都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

可児市

二 都市計画事業の種類及び名称

可児都市計画公園事業 6・5・1号 可児市運動公園

三 事業施行期間

平成十六年四月三十日から

同 二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 可児市坂戸字明ヶ沢、字上野

可児市谷迫間字上野、字三反田

使用の部分 なし

岐阜県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

可児市今字唐沢九七二の一五

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町東省部字西山二の一、二の一
指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

。第一種大規模小売店舗立地法特例区域に関する説明会の開催

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第五項の規定に基づき、岐阜市から第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるよう要請があったので、同条第六項の規定により次のとおり説明会を開催する。

平成二十年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の名称及び範囲

名 称	範 囲
岐阜市柳ヶ瀬地区第一種大規模小売店舗立地法特例区域	市道若宮町線、国道一五六号、県道岐阜羽島線、国道一五七号により囲まれた区域(別図のとおり)
岐阜市駅前地区第一種大規模小売店舗立地法特例区域	市道長住町線、市道真砂橋本線、市道橋本町二丁目加納富士町三丁目線、市道長住町二丁目加納大手町線、市道清住町線、東海旅客鉄道東海道本線により囲まれた区域(別図のとおり)

第一種大規模小売店舗立地法特例区域においては、大規模小売店舗立地法(平

成十年法律第九十一号)上の手続が不要となるため、同法第五条第一項に定める大規模小売店舗の新設等が容易になります。

これは、空洞化が進む中心市街地の活性化を目的とした制度です。

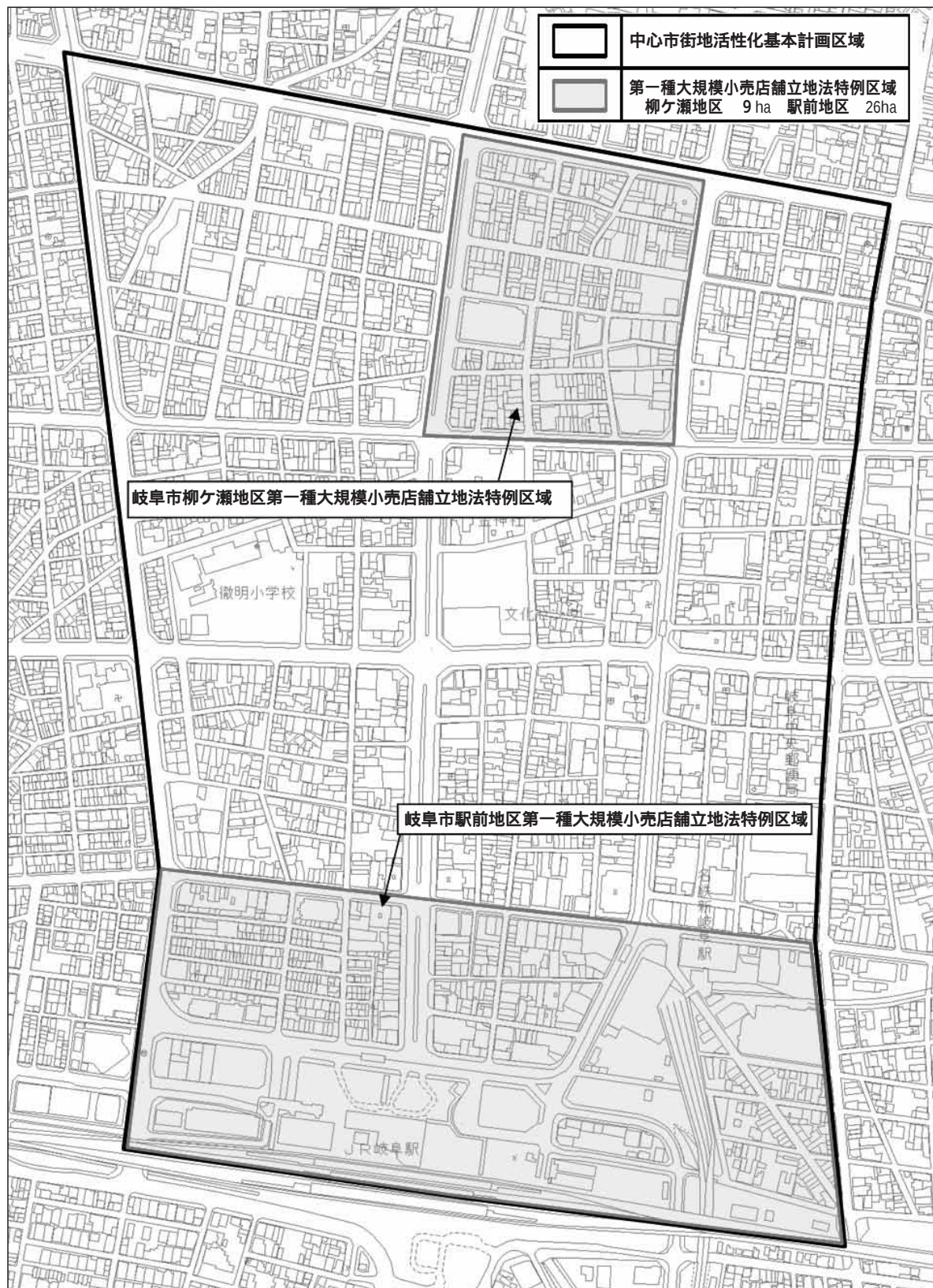
二 説明会の開催を予定する日時及び場所

	日 時	場 所
第一回	平成二十年二月十九日(火) 午後七時から	岐阜市橋本町二丁目十番地十一 じゅうろくプラザ五階 中会議室
第二回	平成二十年二月二十日(水) 午後七時から	岐阜市日ノ出町二丁目二十番地 シネックスビル地下二階 シネックスホー ル

三 説明会の担当部局

岐阜県産業労働部商業流通課 流通・サービス担当
電話番号 〇五八―二七二―一一一(内線三二四五)

別図



○貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第十二条の三第十項の規定により、次の者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせるので公示する。

平成二十年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 名称

日本貸金業協会

二 主たる事務所の所在地

東京都港区高輪三丁目一九番一五号

三 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることとした日

平成二十年一月二十二日

平成二十年二月一日印刷
平成二十年二月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 千 四 百 〇 〇 円（送料共（消費税二、二八六円を含む））